

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 令和5年度ふくしま海洋科学館来館者対応業務委託
業務委託の場所 いわき市小名浜字辰巳町50 ふくしま海洋科学館内
委託料の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也)
委託の期間 着手 令和5年 4月 1日
履行期限 令和6年 3月31日
契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者 公益財団法人ふくしま海洋科学館 理事長 古川 健
を甲とし、受託者 〇〇〇〇 を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で委託業務の実施に必要なかつ軽微なものについては、乙は甲に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(監督員)

第3条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 甲は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条の主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第4条 乙は、委託業務の実施について、自己に代わって整理誘導業務の管理をつかさどる主任技術者としてディレクターを置き、当該ディレクターの氏名を甲に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更)

第5条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第6条 乙は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了報告書の提出)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書を提出して検査を受けなければならない。

(業務報告書の提出)

第9条 乙は各日の閉館後、業務報告書（以下「業務日報」という）を作成し、甲に提出しなければならない。乙は各日の業務日報の提出を以て、業務完了届に代えることができる。

2 乙は、前項の業務日報のほか、委託業務の実施について甲から報告を求められたときは甲の指示するところにより、別途随時の報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 甲は、前2項の規定により業務報告書の提出があったときは、その日から10日以内にその内容を検査しなければならない。

4 前項の規定による検査の結果、乙の業務内容が適正に欠くと認められたときは、甲は、乙に対して速やかに業務内容の補正を命ずるものとし、当該補正に要する経費は、乙の負担とする。

5 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届出をして検査を受けなければならない。この場合の再検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、各日の業務日報提出を以て業務完了届に代えることにより、所定の手続きに従って別紙一覧表のとおり委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅滞利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅滞利息は、当初の履行期限（第5条第1項又は第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までに期間の日数に応じ、委託料の額に年2.6%の割合で計算した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

5 第1項又は前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項又は前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第2条の規定に違反したとき。

(4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(5) 第3項に規定する事由によらないで、契約の解除の申し出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲に対し、委託料の額の100分の10に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第14条 乙は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第13条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合

(2) 第13条第1項第3号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 4月 1日

委託者 住所 福島県いわき市小名浜字辰巳町50
氏名 公益財団法人ふくしま海洋科学館
理事長 古川 健

受託者 住所
氏名